

令和5年度（2023年度）第1回環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和5年(2023年)4月28日(金)10時00分から11時30分まで

2 場 所 熊本市役所 本庁舎4階 モニター室

3 出席者 環境審議会委員（13名）

阿部	淳	委員	井寺	美穂	委員
川越	保徳	委員	篠原	亮太	委員
柴田	祐	委員	高宮	正之	委員
鳥居	修一	委員	上迫	大介	委員
坂野	定則	委員	澤	克彦	委員
宮園	由紀代	委員	茨木	いずみ	委員

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲 委員

事務局（6名）

早野	貴志	環境局長	村上	慎一	環境局総括審議員兼 資源循環部長
永田	努	環境推進部長	梶原	桂子	環境政策課長
兼平	進一	脱炭素戦略課長	緒續	美智子	環境政策課副課長

4 欠席者 環境審議会委員（3名）

中田	晴彦	委員	宮瀬	美津子	委員
阪本	恵子	委員			

5 次第

(1) 開会

- ・事務局挨拶
- ・委員の紹介
- ・事務局の紹介
- ・配布資料の確認
- ・会長の互選について
- ・副会長の互選について
- ・各部会の構成について

(2) 諮問

「（仮称）熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について

(3) 報告

「熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン」の策定について

(4) 議題

「（仮称）熊本市環境影響評価条例」の制定について

(5) その他

(6) 閉会

6 配布資料

資料1	次第
資料2	委員名簿
資料3	熊本市環境審議会（第11期）部会名簿（案）
資料4	座席表
資料5	熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン策定について
資料6-1	環境影響評価制度の概要
資料6-2	環境影響評価制度の方向性（案）と今後のスケジュール
資料7	（参考資料）熊本市環境基本条例
資料8	（参考資料）熊本市環境審議会規則

開 会

【事務局挨拶】

早野 環境局長 挨拶

【委員並びに出席者の紹介】

事務局より紹介

第11期委員においては、再任の委員12名、新しく就任いただいた委員4名、合計16名に委員をお願いしている。

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第10条第2項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員16名中13名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

【会長選出】

環境審議会規則第5条第1項の規定により、本審議会の会長を委員の中から互選していただいた結果、会長を以下のとおり決定する。

会 長：篠原 亮太

【会長挨拶】

会長挨拶

【副会長選出】

環境審議会規則第5条第1項の規定により、本審議会の副会長を委員の中から互選していただいた結果、会長を以下のとおり決定する。

副会長：高宮 正之

副会長：鳥居 修一

【副会長挨拶】

副会長挨拶

【審議会部会の構成について】

事務局案に基づき、部会の構成を決定した。

諮 問

【諮問書手交】

早野 環境局長より篠原会長へ 「（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項について」 の諮問書手交。

諮問内容について事務局より説明

報 告

【「熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン」の策定について】

篠原 会長 3報告 「熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン」策定について、事務局から説明をお願いしたい。

兼平 脱炭素戦略課長より資料5を基に説明

篠原 会長 これは報告事項なので、審議するものではないが、今の説明で、聞いておきたいことがあるか。

茨木 委員 取組方針1に関して質問がある。

太陽光発電設備を拡充するということであるが、太陽光パネルは廃棄が難しいというような話を聞いたことがある。永続的に使えるものではないのかなと思うので、廃棄の際はどのように環境負荷が低いような処理の仕方をするとかというのがもしあれば教えていただきたい。

兼平 脱炭素戦略課長 太陽光発電設備は、電力の固定買取り価格制度F I Tが普及してから多く普及してきた。概ね、太陽光パネルの寿命が20年から30年と言われており、先々大量廃棄も出てくると思われる。今は、産業廃棄物で処理されたりリサイクルされたり、様々な方法があるが、国の方でもいろいろ検討もされているところである。そういった情報も収集しながら、関係部署と連携しながら、取り組んでいきたいと思う。

篠原 会長 その他にあるか。

川越 委員 電力の使用をゼロにするというのは、これは正味ゼロ、それとも、例えば電力をつくるという意味なのか、本当に化石由来というか、石油由来のものの使用をゼロにする、そういう意味か。

事務局 取組方針の1つ目のところで記載をしているが、実際は市有施設に太陽光発電設備を導入したり、省エネを推進したりして、まず使用電力量を減らす。ただ、それだけでは、どうしても使用電力量は多いため、全てゼロにすることはできないため、今度は買ってくる電力、購入する電力を再生可能エネルギーに指定した電力を購入するようにして取組を進めるというものである。環境価値もあるためコスト的には高くはなるが、こういった取組をすることにより、地域の再エネの普及にもつながってくると考えている。

篠原 会長 3ページの脱炭素電力の調達というところの後に、電力購入契約の見直しとある。これについて調達、見直しとの関係の説明をお願いしたい。

兼平 脱炭素戦略課長 電力を調達する方向で、電力契約についても、一般的な契約と同様に仕様書と契約書で行っていくが、調達するための条件として、例えば再エネの電力にするとか、そういった条件を付加することによって供給する電力事業者が入ってくるといような形である。

篠原 会長 ありがとうございます。

議 題

【「（仮称）熊本市環境影響評価条例」の制定について】

篠原 会長 議題次第の（仮称）熊本市環境影響評価条例の策定について審議を進めたいと思うので、まずは事務局から説明をお願いします。

梶原 環境政策課長より資料6-1、資料6-2を基に説明

篠原 会長 環境アセスと言うと、どちらかと言うと締めつけというか規制をするということで、長い間アセス逃れとかアワズメントとかといって、あまり評判のよくない悪い条例とされてきた

が、熊本市が最後で、後発でつくるということで、そのメリットを逆手にとって、後発だからこそ、今までのいろんな問題点をクリアしながら、ポジティブアセスメントができるような、そういう形になっていけばと思っている。

事業者にとっては、アセスメントや環境影響評価条例という、これは大変なことになったぞという、いかにしてこれから逃れるかとか、そういうことばかりになって、本来の保全とか、これからよりよい環境をつくり出すというクリエイティブなものがなくなってしまう可能性がある。そこで、今梶原課長から報告があったように、この熊本市がつくるのは、新しいスタイルの条例であって欲しいと思っている。

また、このスケジュールは1年間でやるということで、短時間で、あと4回でまとめていくということは難しいと思うので、ぜひ途中途中で文書や、途中で出てきたいろんな案とか、そういう情報を委員の方に流してもらって、次の審議会で十分な意見が出るように、そういう情報提供をこのプロセスの中で入れていただいて、充実した議論ができるように進めていただきたいと思う。

それでは、今の事務局の説明をいただいて、皆さんのほうから、これは初めて聞いたという方もおられると思うが、アセス条例は大体知っているが、複雑であるとか、いろいろ感想があると思う。初歩的なことでも構わないので質問をお願いしたい。

上迫 委員 質問というよりは、コメントである。私自身も、短期間ながら環境影響評価の担当をしていた。この環境アセスメント制度は、国では90年代に入ってからできた制度であるが、もともと、この資料6-2で言うと、事業者によりよい環境づくりを促す、これはアセスの本質だと認識をしている。しかしながら、先ほど会長からもお話があったように、現実としてはなかなかそうっていない。事業者にとっては負担、当然ながらコストも時間もかかるので、規制と捉えられているのが現実ではないかなと思う。ぜひそういった視点で制度をつくっていただきたいと考えており、会長のポジティブアセスメントについては私も賛成する。

その観点からいくと、とにかく環境部局の立場からすると、あらゆる事業を、あらゆる規模のものを対象にしたくなる気持ちもあるが、そうではなくて、熊本市として守るべきものは何なのかといったところ、もちろん県アセスと同等以上というところは達成した上で、ここをぜひ守るといったところに注力できるような、他がどうでもいいと申し上げるつもりはないが、そういったメリハリのつくような制度にしていだきたく、希望を込めてコメントをさせてもらう。

篠原 会長 他にないか。

川越 委員 3つお聞きしたい。資料6-1の12ページ、規模の話だが、国が例えば定めている規模、それから第1種とか第2種とか、さらに分けられている。熊本県だったら、さらに、それも割と小さい範囲でまた定められているが、そうすると一番優先されるのは、県になるのか。それで、熊本市がまた新たに熊本市内に関して定めたら、まず熊本市の条件でかかってくる。これが1つ目の質問である。

梶原 環境政策課長 熊本市が熊本県知事の指定を受けて改めて条例ということで公布になったら、当然要件等に合致していれば熊本市の条例が優先することになるが、熊本市域内で影響も全て完結するようなものについては、県の条例ではなくて熊本市の条例が対象となる。

川越 委員 要綱として上乘せみたいなより厳しくなる可能性があるということか。

梶原 環境政策課長 今後の熊本市の条例がどういうものになっていくかということにはよるが、その可能性はあると思われる。

川越 委員 それに関連するが、遡及というか、例えば既に今熊本県内、熊本市も含めて、何か事業に対しては、恐らく熊本県のアセスがかかっている可能性がある。それで、今度は市が新たに何か別の方法を使って手続きを決めたとなった場合、それが何か遡及されることにはならないか。

梶原 環境政策課長 基本的には、遡及はないと考えている。事業者も急に県ではなくて市の条例にかかってくると言われても困ると思うので、そのためにも周知の期間を1年半ぐらい取り、条例をつくること自体は令和6年の末と考えている。実際、その条例が有効、となるのは、令和7年10月とか、令和7年度中と考えており、基本的には遡及はないと思っている。

川越 委員 10ページのゾーニングの件について、これは熊本県では既にゾーニングという形で行っている。これに関しても、県のゾーニングと違う形のゾーニングみたいなこともあり得るということか。

梶原 環境政策課長 例えば、熊本県はゾーニングといって、地下水保全地域であれば、少し小さなものでも対象とすることとしているが、熊本市は実は市域全体が地下水保全地域になっている。そのため、それはクリアした段階で、例えばどこかももう少し狭い範囲で、この辺りについてはより厳しくするとかしないとか、そういったことを今後議論していく必要はあると考えている。

川越 委員 最後の質問ですが、今のゾーニングにも関わるし、今後の議論のスケジュールにも関わる、10ページのゾーニングで例えば熊本県の地域区分のゾーニング、その下の岡山市の地域区分のゾーニングと書いてある。それで、熊本県のゾーニングの場合は、今おっしゃったように、例えばその次に関わる、環境影響評価対象事業の種類とか規模とゾーニングが密接に関わる。ただし、今の審議スケジュールだと、まず先にゾーニングがあり、それからその後の議論で対象事業の種類、規模というふうな流れになっている。これは本来一緒にやらないと分からない話ではないか。ゾーニングは必ず、岡山の場合も恐らく区域をゾーニングした上で、恐らく条件が変わるのだと思う。あるいは、逆に項目に対して市域による条件が変わる。よって、ゾーニングというものと、それから事業の規模なり事業の種類というものを一緒にセットでやらないと分かりにくいし、議論にならないと思うので、進め方を少し考えていただければと思う。

梶原 環境政策課長 おっしゃるように、私たちには当然理想とするスケジュールがあるが、委員の皆様がそれで分かりにくいとか判断ができないということであれば、それは全く意味がないため、そのあたりは工夫をさせていただきたいと考えている。

篠原 会長 他にないか。

高宮 委員 8ページの各手続きのところのBのスクリーニングの内容がよく分からない。これを行っている自治体がうんと少ないというのは、スクリーニングを行わず、他の手続きは結局全部やるということか。もし、スクリーニングを実施する場合は、どんな目的で手続きに入れることになるか。

梶原 環境政策課長 再生可能エネルギーであるとか、建て替えといったような、その事業をやるのが環境負荷の低減につながるということが明らかな場合はスクリーニングを実施して環境影響評価制度の手続きを簡略化するものである。

詳細については、本委員会支援業務の委託業者より説明する。

篠原 会長 補足説明を伺いたい。

委託業者 スクリーニングについてお答えする。スクリーニングは、事業のふり分け、アセスメントをやるかやらないかのふり分けという意味である。いろいろなスクリーニングの方法があり、自治体の制度を情報収集している。その中で1つ具体的な方法として、長崎県の手続きがある。

長崎県は、配慮書手続の後にスクリーニングを希望する事業者に対してだけだが、その事業が環境に大きな影響を与えないことを県の制度で要求されている項目に対して説明する簡単な資料を作る。その資料が審査をされ、その影響が軽微であるというような判断をされた場合は、本格的な環境アセスメントをやらなくて済むというような、事業の内容によってスクリーニングをかけられて、アセスメントの必要性、あるいは不必要であるというような判断をするというような具体的な手法があった。

そのほかは、国と同じように事業規模が何段階かに分かれており、個別に審査をするといったような手続が多いというような状況である。

篠原 会長 その長崎県の場合、スクリーニング手続を行った後に、アセスとしてゼロではなく簡易アセスを認めるということか。

委託業者 長崎県の条例の細かい内容になるが、長崎県の条例には柔軟性があるような制度となっている。その辺は簡易アセスをやることも事業者の意思で決定できるというような形になっている。本来ならばアセスの手続きに沿って配慮書から報告書手続きまでが必要となるが、この場合、

方法書以降について、スクリーニングが終わった方法書手続き以降の全てのことをやるということも選択でき、その中で事業者が選択をして、この部分だけをやる、一部だけをやるということも条例で認められているというような形になっている。事業者にとっては選択肢の多いような手続の形になっている。

篠原 会長 初めて聞いた手続きで、そういうようなのがあるのだという感じがした。他にないか。

阿部 委員 スケジュールに関連して伺いたい。令和7年度の後半から施行ということだが、実際には、施行されてからも、配慮書をつくる手続きがあったりスクリーニングがあったりということなので、実際企業さんがアセスメントに取りかかるのはもっとずっと後で、例えば令和8年度中にスクリーニングとかをやって、令和9年度ぐらいにアセスメントというようなスケジュールなるのか。

梶原 環境政策課長 条例の施行日としては、できる限り周知も早い段階で始めた上で、令和7年度中を考えているが、実際手続をいつから始められるのかは、こういった条例をつくるのかなど、そういったことにも関係してくると思われるため、今後議論をさせていただきたい。

阿部 委員 先ほどスクリーニングの話とかが出ていたが、そもそも、本市で行う事業がアセスの対象になるのかならないのかの最終的な判断は市の方でやることになるか。

梶原 環境政策課長 事業者さんが分かるように広報や周知をする必要があると思っており、その判断は当然市のほうでやるという形になると考える。

阿部 委員 それで、何年か経つと新規の事業者だけが対象になるが、施行してすぐは既存の事業は全部対象になるか。その場合、かなりの申請が上がってくることにならないか。

梶原 環境政策課長 この条例の適用となるのは、その条例ができたとき以降に着手されるものが対象ということになるため、私たちの熊本市の条例の対象となるのは、あくまでも条例を施行する以降に初めて計画をされるものが対象となるということになる。

阿部 委員 ありがとうございます。

張 委員 この条例をつくるときに、検討にあたっての3つの視点が示されています。資料6-2のところで、視点1では地域特性に即した制度とあります。地域の特性を踏まえて区分や事業の種類を対象と書かれてあり、併せて資料6-1の資料の11ページで見ると、こちらは国と県の項目もほかの県の項目も独自の設定がされている。そう考えたら熊本の地域の特性を踏まえて、事務局が恐らく

何かイメージしているようにも見える。まだ先のことであるが、詳細のことをできる範囲でいいから教えてもらえないか。この地域区分や独自の対象事業はどのようなものか。

梶原 環境政策課長 あくまで未だイメージであるが、熊本市の特徴として、江津湖が1つ挙げられると思う。それから、植生、緑が多いと言われている金峰山など、こういったところが熊本市の特徴だとは思っており、そのあたりを特にしっかり守れるような条例にできればというイメージはある。

地域特性についていろんなデータをこれまで調査しているので、そういった調査の結果を示したうえで、今後皆さんと一緒に、どういった熊本市らしさが出るのか、それから熊本市らしさを守っていくには、どういったもの、市域区分を入れたらいいのかということも検討していきたいと考えている。

張 委員 先ほども意見が出たが、市と県との関係で事業が一定の規模以上だったら、県の条例が適用されるなど議論があったかもしれないが、そこをどういうふうにもうまく調整が必要か今後の課題にならないか。市がやるか県がやるか、そのことも考えなくてはならないと思うが、県と連携してやるか、こちらが独自でやるか、そこはどのように考えているか。

篠原 会長 環境局長に説明を伺いたい。

早野 環境局長 熊本県に環境影響評価条例というのは当然あり、その中に、市町村との関係等という項目がある。そこに、条例の規定は適用しないという項目があり、読ませてもらうと「市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関して条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない」となっているため、市が条例を制定して、県のほうから指定された場合は、この熊本市の条例の方で環境の影響評価をやっていくということになると考えている。

張 委員 分かりました。

篠原 会長 追加質問として、事業が市域を跨った場合どのような対応になるか。

早野 環境局長 まだ市に条例がないため、明確には回答できないが、県条例を参考に説明すると、隣接県との協議という項目が当然あり、例えば「規定する地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価及び事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする」ということになっているため、例えば隣の市町村に条例があれば、その市町村、なければ県との協議ということになってくると考えている。

篠原 会長 ありがとうございました。県の話がたくさん出てきたので、坂野委員から何かコメントはないか。

坂野 委員 アセスの協議の関係について、今のところの県の考えは、先ほど御紹介された県の条例の48条のとおりである。県と市の条例の適用区域の問題について、市の区域内の事業については基本、県の条例は適用しないというもの。その後の協議の部分については、どのような形で進めていくのかというのは、詰めないとお答えしづらい。国のアセス法があり、県の条例があつて、また市もあるということになると、そこをどう整理していくのか難しい課題があると思うので、そこは引き続き協議をお願いしたいと思っている。

篠原 会長 ありがとうございました。他にないか。

茨木 委員 アセス逃れの話とも関連するかもしれないが、規模要件には該当しないけれども、結構深刻な影響を与えそうな案件が漏れることはないか。規模要件以外の要件を設けている自治体とかはあるか。このゾーニングというのがそういった質的な要件というか、それに該当するものか。

梶原 環境政策課長 基本的には、この条例というのはまずどういった事業が対象となるか、その中でも決まった要件のものが対象となる。また、場所によっては、これぐらいの規模でも、さらに対象になることもあるというようなつくりになると考えている。基本的には条件に該当する事業がアセスの対象になるということで、はっきり明記したものが対象となるように、と考えている。

澤 委員 アセス制度については相当勉強が必要と考える。様々な分野の先生方がおられる中で、共通理解を一緒につくっていくというプロセスを、この審議会をとおしてスピード感をもって取り組むにあたり、同時に我々がアップデートを行っていく必要があることが理解できた。先ほどのポジティブなアセスというのは、熊本らしさを出すときの一つの大きなポイントになるだろうと思う。決してそれは緩い制度をつくろうとしているわけではなく、バランスの必要な議論だということがよく見えてきた。先ほど川越委員から、クロスしながら見ていくことが重要とのご指摘があったように、各要素を一体的に捉えなくてはならない。スケジュール上、各項目を一つずつ取り上げることになると思うが、例えば手続の議論を深めるには、同時にゾーニングのイメージを持ちつつ、対象事業などを例にケーススタディーなどを活用し一緒に我々が立体的に見ながら共有していく必要がある。制度設計に関しては専門家、関係分野の垣根を越えて多面的に見て議論するということの部分があるので、今後のスケジュールの中でそういった実例的なところ、他都市でのことも含めながら、できるだけ熊本市のアセスイメージが捉えていけるようなことが同時に進むと、より理解も深まり、適切な審議ができるのではないかと考える。

もう一つ、これはやが蛇な話なのかもしれないが、プロセスの中で庁内での政策会議など、関係部署と調整する中で、議論も相当実務的かつデリケートな話も出てくるだろうと思われる。このあ

たりについて、審議会である程度話がまとまった後で違うと言われるよりは、ある程度そういったものは同時に潰しながら、事務レベルでの論点というところも丁寧に整理しながら、プロセスを進めていただきたい。

篠原 会長 ありがとうございます。他にないか。

委託業者の方で、この件について、他都市の例とか、いろいろと情報を整理しながらサポートをしていただきたい。

委託業者 当社では、アセスメントの実務を全国的に手がけており、全国の制度にいろいろなところに関わらせていただいている。そういった中で、我々が直接手がけていなくても、聞いたことがある事例や、アセスメント学会の情報収集等も進めているので、そういった具体例を市と共有して、より分かりやすい議論をしていただけるような資料作りを心がけていきたいと思う。

篠原 会長 事務局どうぞ。

梶原 環境政策課長 今、澤委員の言われたように、庁内でいろんな部署と検討して、ここで検討することに齟齬が出ないようにとのご指摘ですが、私たちはもう少し細かいスケジュールを持っており、この審議会にかける前に、当然市としての意見をまとめる必要があり、事務局としては、環境局だけではなくて全庁的な庁内の検討会議というのを別に設置している。そこで議論をして、ある程度まとめたところで、またこの環境審議会にお諮りしてというところを考えている。ただ、先ほど川越委員も言われたように、一個一個やっていくのもなかなかイメージがつかないとか、判断ができないということもあるので、そこは進め方や本日のご意見を踏まえながら、改めてどういったものを出して、どういったスケジュールでやっていくのかというのは十分検討させていただきたいと考えている。

篠原 会長 今後は十分な協議と、ここに持ってくるまでにはしっかりとしたものを出していただきたいと思う。他にないか。

柴田 委員 今のことと関係して、5月の第2回審議会の際に、制度の事例をご提示いただきたい。県の条例による事例、又は市内の事例で構わないので、何月何日に届けてから、どういうプロセスで審議が行われて決定され、工事が始まってからどのような確認が行われているかなど、一連の手続をご紹介いただきたい。事例を示すことで、この手続の複雑さを含めて理解しやすいと思うので、1つご提案させていただいた。

もう一つ、私が今一番危惧しているのは、森林を伐採して、メガソーラーを設置するというパターンが県内増えてきていることである。それをどうにかアセスメント的にも何かできないかなと思うが、そのときにアセス逃れの話で、林地開発許可逃れで、1ヘクタール未満の林地開発の場合、

9,000平米は許可要らずに森林を伐採して設置できることになる。そのときに、太陽光パネルの事業の面積要件を例えば1ヘクタール未満の5,000平米からアセスの対象にすることができるのか。要は、法の規模要件よりも厳しいアセスの対象条件にすることは可能か。

梶原 環境政策課長 要件をどうするかというのは、当然これからの議論であるが、環境影響評価条例というのは事業の許認可ということではなくて、その事業をやることでどういった影響が考えられるのかということが主眼に置かれたものだと考えている。当然法律と齟齬が生まれるものは無効になるが、役割としては、環境にどう影響するのかということをも市民の皆様とか専門家の方、行政と確認していくというのが今回の条例制定の目的だと考えている。

篠原 会長 環境局長に補足説明を伺いたい。

早野 環境局長 仙台市の条例を例に説明する。太陽光の設置事業について、細切れで切られている場合や、ワット数を小さくして部分的に申請されると対象にならないケースがある。そのため、例えば区域とか工期を全て合わせた面積とするなど、条件を整理されているようなことがある。こういった事例を踏まえて、今後、例えばそれに取付け道路も面積に入れるとか、そういう細かいものは将来的に決まっていくと思われるが、基本的にきちんとアセスを受けるべき事業は対象となるような形で整理ができれば、と考えている。

篠原 会長 具体的に言うと、業者が結託して小さく区割りをして、一つ一つが小さな要件以内の開発で、全部を順々にやっていくと。一緒に同時にすると行政のほうにばれてしまうので、時間を置いて少しずつやっていくという、アセスメント逃れというのが横行している状況もあるのでそれを絶対許さないように、事業の全体を見て行政は監視しておく必要がある。過去に熊本市では、開発を分割して小さく実施し、不動産業者を変えて開発しようとしたところを、それをいち早く察知し、事業を中止させたから、でたらめな土地開発、住宅開発が止まったという例がある。それをどのようにして防いでいくかということも、アセスの中に入れておくべきだと考える。

他にないか。

川越 委員 今の太陽光発電に関連してですが、他の市では、2年以上住民と揉めている事例がある。それは小規模で、恐らくアセス要件にかからないようなものである。今、おっしゃったように、あくまでこの環境アセスに関しては許認可の手続きではない。しかし、そういった事例があった場合、アセスを実施すればむしろオーケーという話になってしまうのか。逆にアセスによって事業を制限するようなことも想定されるものなのかその辺がよく分からない。法律で何か決まっていて、アセスで事業実施の可否が判断されるものなのか、実効性があるものか。

上迫 委員 国のアセスの方には、許認可に反映させるという規定がある。例えば、発電所であれば、経産大臣が電気事業法の許認可に反映させる。つまり、アセスで例えば再考を求めるような意

見が出たときに、そのまま許可を与えないようなことになる。一方で、条例アセスというのは、一般にそういったものはないと認識をしている。よって、再考を求めるような意見を出したとしても、事業に着手してはいけないという権限は県、市にはないのが現状かと思う。もし、認識が異なっていればご指摘をお願いしたい。

梶原 環境政策課長 そういった権限を持つような条例がほかにあるのか調べて、回答させていただきたいが、それでよろしいか。

川越 委員 はい。それともう一つ。メガソーラーではなく、個人事業主が規模の小さい太陽光発電を所々に作りたい話を聞いたことがある。その場合、事業を察知する方法や、何も申請もなく勝手に始まった事例が熊本市の方でモニタリングを行っているか。何か問題が起こって住民が騒いだことがきっかけになるのか、もしくは、何かしら普段から一般市民に対してもアナウンスをしていることがあるか。

梶原 環境政策課長 この条例ができる頃には、きちんとこういうものが熊本市の条例の対象であることを事業者さんに、当然知らなかったということがないよう周知の方法や、広報について十分考えていかなければならないと思う。ただ、今現在、アセス逃れの懸念があるかと思うが、具体的にどのように対応するかは、実効力も考慮し事務局で検討させていただく。

柴田 委員 例えば農地の場合、農地転用など農地の維持管理に関しては農業委員会が農地パトロールというのを実施している。また、景観に関しては、例えば屋外広告物のパトロールを実施している。景観条例や景観法に基づいて実施している市町村もあり、そういう幾つかの制度に基づくパトロールということは実施されている事例がある。ただし、それは手間暇もかかることであることから、部署や委員会がしっかりした組織でないと、なかなかパトロールというのは難しいと思う。

篠原 会長 ありがとうございます。それは条例をつくるときのよいヒントになると思う。

その他

篠原 会長 難しい内容だったかもしれないが、委員の皆さんには、徐々に勉強していただいて、情報の共有化を図りながら、同じレベルで進めていきたいと思う。

他にご意見なければ、これで閉会としたいが皆さんよろしいか。

(意見なし)

篠原 会長 今日は、第1回目で頭が混乱しているところもあったかと思う。次回は、それまでに情報が出てくるものについてはあらかじめ情報の提供をお願いする。本日予定していた環境審議会の議題は全て終了したので、あとは事務局にお返しする。

閉 会

緒 續 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきます。

また、第2回環境審議会を5月31日に予定する。開催通知につきましては、別途送付する。

これをもって令和5年度第1回熊本市環境審議会を閉会する。